

国際貿易事業：国際地域統括本部（IHQ）及び国際貿易センター（ITC）①



タイ国政府は、新たな投資奨励政策として、「国際地域統括本部（IHQ）」および「国際貿易センター（ITC）」の制度を発表しており、これまでバンコク及び日本国内数ヶ所で、セミナーを実施しています。今回は、奨励事業である「国際地域統括本部（IHQ）」の申請に関して、ポイントとなる点をまとめて記載します。

<国際地域統括本部（IHQ）とは>

- ・タイ国内の法律に基づき設立されている企業であり、かつ、国内外にある同社の関連企業に対して技術支援や財務管理などのサービスを提供する企業をタイ国政府が「国際地域統括本部（IHQ）」と位置づけるもの。

<国際地域統括本部（IHQ）の業務範囲>

- ・一般管理、事業計画及びビジネスコーディネーション
- ・原材料及び部品調達
- ・製品の研究開発
- ・技術支援
- ・マーケティング及び販売支援
- ・財務アドバイス
- ・経済や投資の分析及び研究
- ・財務マネジメント及び管理業務

< 恩典の申請を行う際の条件 >

- ・タイ国内で支払われる一般管理費（運営費）が、年間1,500万バーツ以上であること。
- ・払込登録資本金が、1,000万バーツ以上であること。
- ・タイ国外の関連会社に対して、財務管理サービスまたは技術、マネージメントなど提供すること。

補足：国際地域統括本部が、上記の条件を満たすことが出来ない場合には、該当する会計年度において、企業や駐在員に対する税制恩典受理の資格が失効する。

< 税恩典 >

以下の収入に対して法人税免除

- ・タイ国外に設立された関連会社からの配当
- ・タイ国外に設立された関連会社からのキャピタルゲイン
- ・タイ国外に設立された関連会社からのロイヤリティ
- ・タイ国外に設立された関連会社からの管理・技術サービス、財務支援・管理サービスの提供による収入
- ・out-out貿易、荷物の積み替え、通過貨物などの収入（タイ関税法に基づく）

以下の収入に対して法人所得税率を 20%から10%へ引下げ

- ・タイ国内に設立された関連会社からのロイヤリティ
- ・タイ国内に設立された関連会社からの管理・技術サービス、財務支援・管理サービスの提供による収入

特別事業税免除

- ・関連会社に対する貸付による総収入

海外支払いの法人税免除

- ・配当金（法人税免除対象収入）
- ・利息（関連会社への貸付のため）

個人所得税を15%へ引下げ（出向者）

- ・就労による総収入

【岡山県タイビジネスサポートデスク】

<<日本国内デスク ([株式会社アークビジネスサーチ](#)内) >>

【所在地】：東京都千代田区神田小川町 1-11-8 大竹ビル7階

【担当者】：志賀 敦（しが あつし）

<<タイ/バンコク現地デスク ([ARK ENTERPRISE CO., LTD.](#)内) >>

【所在地】：138 Boonmitr Bldg., 3rd Floor, Rm. A2, Silom Rd., Suriyawong, Bangrak
Bangkok, 10500 Thailand

【担当者】：福田 淳（ふくだ じゅん）

※「岡山県タイビジネスサポートデスク」では、岡山県内に事業所を有する企業や経済団体等のタイでの事業展開を支援しています（岡山県からの委託業務）。ご利用にあたっては、[「岡山県タイビジネスサポートデスク」利用の手引き](#)をご覧ください。また、[岡山県産業企画課マーケティング推進室](#) (086-226-7365) までご相談ください。

※本レポートは岡山県内企業のタイでの事業展開の一助とするため作成されたものであり、サポート対象に該当しない個別のお問い合わせには対応していません。